

(通知) 2018年理事選挙の実施について

日本医療安全学会 理事長

(1) 理事の改選について

一般社団法人関連法規に従って、理事は2年ごとに改選することが義務付けられており、本会の理事は2018年12月31日をもって全員任期満了となる。そこで、2019年1月1日～2020年12月31日における次期理事を2018年度内までに確定する必要があります。なお、理事改選の内規は以下を参照してください。

[http://www.jpscs.org/Rule/naiki\\_election\\_exec.pdf](http://www.jpscs.org/Rule/naiki_election_exec.pdf)

(2) 理事改選の手順は以下です。

投票期間 2018年11月1日～11月30日

有権者 2019年1月1日からの代議員

投票方法 学会事務局から各有権者へ特設の電子投票用ホームページを通知する。

有権者は期間内に投票する。

投票は一人、一回限り。重複回答者はすべて無効とする。

集計方法 理事を兼ねる代議員は一人二票の議決権。他の代議員は一人一票の議決権。

この議決数は学会定款20条による。

集計は電子的に行うが、学会監事、理事、評議員の各一名が選挙管理委員会委員として票を確認する。

以上